

2023 年度 国際園芸博覧会会場における発注者支援業務委託(その 1)  
業務説明資料

1 総則

(1) 適用範囲

本仕様書は「2023 年度 国際園芸博覧会会場における発注者支援業務委託(その 1)」(以下、「本業務」という。)に適用する。

(2) 準則

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、2027 年国際園芸博覧会協会(以下、「協会」という。)の委託契約約款及び契約規則を遵守することとする。

(3) 件名

2023 年度 国際園芸博覧会会場における発注者支援業務委託(その 1)

(4) 履行期限

2023 年 9 月 29 日(金)

(5) 履行場所

公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会事務所

2 業務の概要

(1) 業務の背景・目的

国際園芸博覧会は、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的に開催されるものである。神奈川県横浜市における国際園芸博覧会は、2027 年に旧上瀬谷通信施設において開催することについて、2020 年 3 月に国際園芸家協会(AIPH)から正式承認され、2022 年 11 月には博覧会国際事務局(BIE)の認定を受けた。

会場整備にあたっては、大規模な区域内に多数の施設を出展する各国・企業など幅広い関係者と調整しながら短期間で設計・施工及びそれらの発注手続を円滑に行う必要があるとともに、横浜市が施行する土地区画整理事業や公園整備事業等との工事工程や整備費用における連携が不可欠である。

本業務は、会場整備の着実な推進に向けて発注者支援(プロジェクトマネジメント/コンストラクションマネジメント)を導入し、工事発注・調達や工事工程調整等の各種業務支援を目的とする。

○参考：公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会 公式ウェブサイト

<https://expo2027yokohama.or.jp/>

○参考：国際園芸博覧会の招致(横浜市HP)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/shochi/top.html>

○参考：旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画(横浜市HP)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/jokyo/sonota/kamiseya/kamiseysa.html>

○参考：国際園芸博覧会検討会(農林水産省・国土交通省共管)

[https://www.maff.go.jp/j/seisan/kaki/flower/f\\_yokohama/yokohamahaku.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/kaki/flower/f_yokohama/yokohamahaku.html)

## (2) 留意事項

ア 博覧会の検討にあたっては、発注者支援のほか、会場設計、輸送アクセス、出展・展示計画、会場運営計画及び環境アセスメント等に関する委託など複数の業務が並行して実施されるため、業務間での連携が必要である。

イ 旧上瀬谷通信施設のまちづくりでは、横浜市が施行する土地区画整理事業や公園整備事業等の工事が令和5年度以降本格化していく時期のため、横浜市や国、地元組織等との連携が必要である。

本業務の遂行にあたっては、幅広い関係者間において目標の共有化、役割・責任の明確化が図られるよう、関連事業等の状況を的確に把握しながら、コミュニケーションの活性化や信頼関係の構築に最大限留意すること。

## 3 業務内容

博覧会及び公園整備事業等の関連事業にかかる過年度の検討状況について、本業務を行う上で必要な情報を把握し、本業務を行うための与条件の確認を行う。また、委託業務計画を契約締結後14日以内(休日等を含む)に作成し、発注者へ提出すること。

協会事務所に在籍して発注者が行う会場整備にかかる各種調整事項の論点整理、資料作成・チェック、連絡調整、会議運営進行等を伴走支援する業務は、協会発注課の体制(最低3ラインを想定)に応じて担当者を配置する(月曜日から金曜日までとし、計26週)。

また、次の(1)～(8)までは別途人工を計上する。

### (1) 会場整備スケジュール管理支援

造園・土木、建築にかかる設計から工事発注、入札、工事、運営管理及び解体撤去まで一連の会場整備スケジュールを深度化させつつ、必要な進捗管理の支援を行う。

### (2) 工事工程調整支援

会場整備における工事工程の立案及び進捗管理とともに、横浜市が施行する土地区画整理事業、公園整備事業及び周辺道路拡幅事業等と統括管理や共通仮設等に関する調整の支援を行う。

### (3) 工事発注・調達支援

造園・土木、建築にかかる工事の発注パッケージ(単位、本数、方式等)、工事発注図書の作成、積算書のチェックとともに、VE/CDの実施支援、質疑応答や評価案作成等の発注手続支援を行う。

### (4) 設計発注支援

協会が整備する仮設建築物の設計業務について、与条件をとりまとめながら業務委託仕様書及び募集要領等の作成及び発注手続の支援を行う。

### (5) 建築等許認可手続支援

協会が整備する仮設建築物、横浜市と連携して整備する本設建築物及び参加者(国、国際機関、自治体、企業等)が出展する仮設建築物など多様な主体による多数の確認申請や仮設許可など手続の進め方やスケジュールを立案し、審査機関との協議の支援を行う。

### (6) 参加ガイドライン作成支援

参加者(国、国際機関、自治体、企業等)が出展を行うにあたって必要となる建設及び

ユニバーサルデザインにかかる参加ガイドライン作成を支援する。

(7) 施工・維持管理・撤去復旧検討業務

施工を経て開催期間中における会場施設の維持管理及び開催終了後における撤去復旧が円滑に行えるよう課題の洗い出しや対応等を検討する。

(8) 報告書とりまとめ

本委託における検討結果を報告書にとりまとめること。報告書のまとめ方については、発注者の指示に従うこと。

4 成果品

- (1) 報告書：A 4 判・ドッジファイル製本 3 部
- (2) 報告書及び業務で作成した資料の電子データ（CD-R 又は DVD-R 格納）  
（Microsoft Office により編集可能なデータも併せて格納すること。）
- (3) その他、調査・検討過程の資料で委託者が必要と認めるもの

5 参考資料等

- (1) 上位構想、既往計画等
  - ・旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会基本構想案（2018(平成 30)年 3 月）
  - ・2027 年国際園芸博覧会日本国横浜市申請書（2019(令和元)年 7 月）
  - ・国際園芸博覧会検討会報告書（2020(令和 2 年) 2 月）
  - ・旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（2020(令和 2 年) 3 月）
  - ・横浜国際園芸博覧会具体化検討会報告書（2021(令和 3 年) 5 月）
  - ・(仮称)旧上瀬谷通信施設公園基本計画（原案）（2021(令和 3 年) 6 月）
  - ・2027 年国際園芸博覧会基本計画案（2022(令和 4 年) 7 月）
- (2) 既往調査等
  - ・旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致推進調査報告書  
（2018(平成 30)年度）
  - ・旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会を見据えた公園基本計画検討業務委託  
（2019(令和元)年度）
  - ・国際園芸博覧会輸送アクセス検討業務委託  
（2019(令和元)及び 2020(令和 2 年)年度）
  - ・令和 2 年度 国際園芸博覧会の広報 PR・機運醸成等業務委託  
（2020(令和 2 年)年度）
  - ・国際園芸博覧会基本計画（市案）等調査検討業務委託（2020(令和 2 年)年度）
  - ・国際園芸博覧会に係る環境影響評価業務委託  
（2020(令和 2 年)及び 2021(令和 3 年)年度）
  - ・(仮称)旧上瀬谷通信施設公園実施設計業務委託  
（2020(令和 2 年)及び 2021(令和 3 年)年度）
  - ・国際園芸博覧会基本計画策定に向けた調査検討業務委託（2021(令和 3 年)年度）

- ・国際園芸博覧会基本計画策定に向けた企画検討業務委託（2021(令和3)年度）
- ・国際園芸博覧会会場における概略検討業務委託（2021(令和3)年度）
- ・国際園芸博覧会会場における発注者支援業務委託（2021(令和3)年度）
- ・令和3年度国際園芸博覧会における植栽基本計画等策定に向けた検討業務委託（2021(令和3)年度）
- ・旧上瀬谷通信施設における気象観測業務委託（2021(令和3)年度）

### （3）関係規則等

- ・AIPH 規則（AIPH Regulations for Category A1 World Horticultural Exhibitions）
- ・コンペティション ガイドライン（Annex VII – Competition Guidelines）
- ・コンペティション規則 テンプレート（TEMPLATE FOR THE : COMPETITION REGULATIONS FOR INTERNATIONAL COMPETITIONS OF THE INTERNATIONAL HORTICULTURAL EXHIBITIONS）
- ・過去に開催した並びに近年開催予定の国際園芸博覧会、国際博覧会関係規則
- ・General Regulations of the International Horticultural Expo 「Expo 2022 Floriade Almere, The Netherlands」、
- ・Special Regulations

### （4）参考 HP 公表資料

- ・公益財団法人 2027 年国際園芸博覧会協会 公式ウェブサイト  
<https://expo2027yokohama.or.jp/>
- ・国際園芸博覧会の招致（横浜市 HP）  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/shochi/top.html>
- ・旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（横浜市 HP）  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/jokyo/sonota/kamiseya/kamiseysa.html>
- ・国際園芸博覧会検討会（農林水産省・国土交通省共管）  
[https://www.maff.go.jp/j/seisan/kaki/flower/f\\_yokohama/yokohamahaku.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/kaki/flower/f_yokohama/yokohamahaku.html)

### （5）その他国際園芸博覧会・関係規則等

なお、規則関係の更新に注意すること。

## 6 その他

- （1）業務の実施に関しては、委託者と協議の上、業務実施計画を策定し、業務を実施する組織体制と併せて提出すること。また、打合わせの形態については、新型コロナウイルス感染症の状況等も踏まえ、WEB 会議も可能とする。
- （2）受託者が本業務を実施するにあたり生じた諸事故や第三者に与えた損害等については、受託者が一切の責任を負うとともに、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとする。

- (3) 受託者は、常に委託者と密接に連携を図り、委託者の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的な業務の実施に努めなければならない。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたり、協会等が発注する他の業務等と関連する内容については他の業務の受託者等と連携して行うこととする。
- (5) 受託者が協会の所有する書籍や報告書類等を借り受け、これを紛失又は破損した場合、受託者の責任においてこれを修繕、若しくは補償することとする。
- (6) 業務説明資料に定められていない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けることとする。
- (7) 受託者が、本業務に関して個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第 12 条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出することとする。
- (8) 受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守することとする。
- (9) 成果品については、協会に帰属するものとする。
- (10) 本業務を通じて知り得た情報について、受託者は守秘義務を負うこととし、委託者の許可なく使用することのないように、適切に管理することとする。
- (11) 受託業務の遂行上、発注者の意思決定が必要となるサービス水準などの与件・諸元の設定支援を行う。設定が必要な与件・諸元は、数字の根拠、目的、算定内訳等を示し、発注者等が、採否の判断ができるように、メリット・デメリット、収入・コスト等を整理し、検討した資料を作成する。また、過去の博覧会や、類似イベントや施設から、与件・諸元と関係するデータ等を収集し、比較表を作成する。